

第2号様式（第6条関係）

誓約書

年 月 日

匝瑳市長 あて

誓約者 住所

氏名（自署）

電話

私は、次の事項を誓約します。

- 1 匝瑳市の住民として10年以上居住すること。
- 2 匝瑳市補助金等交付規則第17条第1項各号又は匝瑳市転入者マイホーム取得奨励金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同要綱第10条の規定による市長の返還請求に従い、既に交付を受けた奨励金の全額に相当する額を返還すること。

匝瑳市転入者マイホーム取得奨励金交付要綱（抜粋）

（決定の取消し等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）（第3号については当該交付決定者の属する世帯の構成員を含む。）が、奨励金を交付した日の翌日から起算して10年以内に規則第17条第1項各号又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 転出し、又は転居したとき。
- （2） 交付対象住宅の所有権が相続以外で第三者に移転したとき。
- （3） 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納が生じたとき。

2 略

匝瑳市補助金等交付規則（抜粋）

（決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- （2） 補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める者であることが判明したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等に基づく命令に違反したとき。

2・3 略